

所得税
市・県民税

申告はお早めに

市役所での確定申告は
2月16日～3月15日

大和税務署では、左下の表1の日程で市役所に申告窓口を開設します。

主な収入が営業・農業などの事業所得、不動産所得、分離譲渡所得、退職所得の方、青色申告をする方、住宅借入金等特別控除を受ける方は、税理士が同署に申告相談してください。

健康保険などから戻ってきた金額の分かるもの—です。

大和税務署の
確定申告受け付け

同署では2月10日(水)～3月15日(火)に確定申告書作成会場を設置します。

1月下旬までに郵送)▼各種控除証明書▼26年分の確定申告をしている方は、その控え▼申告する方の銀行などの口座番号の控え(還付の場合に必要)▼筆記用具▼電卓▼申告書▼お知らせはがき(届いた方のみ)▼医療費控除を受ける方は27年中の医療費の領収書と

確定申告の相談を受け付けます。

給与所得者や年金受給者

期間中は大変混み合うので、還付申告は早めに行ってください。

便利なe-Tax
(所得税電子申告)

同庁ホームページの確定申告書等作成コーナーで作成したデータを直接申告できます。詳しくはwww.e-tax.naga.jp/か同署046・262・9411。

確定申告無料相談

税理士などによる無料申告相談を、左下の表1の日

で、医療費控除・住宅借入金等特別控除などを受ける方や、昨年会社を中途退職し年末調整をしていない方など、所得税と復興特別所得税の還付申告書提出のみ場合は、1月4日(月)から受け付けができます。

閉庁日の土・日曜日と祝日に申告書を提出する方は、同署に備え付けの「時間外收受箱」を利用するか郵送してください。

詳しくは同庁www.naga.jp。

時にいきます。年金・給与所得者の所得税の申告が対象です(土地・建物や株式などの譲渡所得のある場合を除く)。

市・県民税の申告

今年1月1日に市内に居住していた人は、所得税の確定申告をする必要のない方も、市・県民税の申告は必要です。

健康保険・福祉年金・保育料・児童手当などの算定基礎資料にするものです。

勤労者住宅資金利子補給制度



市内に住宅を新築・購入・増改築するため、市が指定する金融機関から住宅資金の融資を受けた勤労者を対象に、利子補給金を交付します。

最長で、融資の返済を開始した月から60か月間交付を受けることができます。

24年4月1日以降の借入金から対象となります。

対象者

申請時に次の要件を全て満たしている方。

- ▶職業の種類を問わず、事業所か事務所に使用・雇用され、賃金を支払われている(法人代表者、役員などで雇用関係にない方は除く)
- ▶市内に自己が所有し、自ら居住する住宅を新築、購入か増改築した(居住以外の用途と併用した建物は対象外。増改築は建築確認申請を行った物件が対象)
- ▶新築、購入か増改築した自己が所有する住宅に居住している
- ▶金融機関への借入金の返済が完了していない(借り換えは利子補給対象外)
- ▶納期限の到来した市税を完納している

利子補給の金額

融資額のうち500万円を対象

に、前年中に支払った利子額の2分の1以内(限度額は月額1万963円)

対象金融機関

さがみ農業協同組合、横浜銀行、りそな銀行、三菱東京UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、スルガ銀行、八千代銀行、横浜信用金庫、平塚信用金庫、かながわ信用金庫、神奈川銀行、静岡銀行、中央労働金庫、城南信用金庫、静岡中央銀行、三井住友信託銀行、ゆうちょ銀行

届

- 1月29日までに次の①～⑦を持参し、商工振興課(☎70・5661)へ直接。
- ①雇用証明書(市指定の様式)
- ②住民票(申請者本人のもの)
- ③金融機関の発行した利子の支払い証明書(利子補給期間の分)
- ④金銭消費貸借契約書の写し
- ⑤金融機関の発行した返済予定表の写し
- ⑥住宅の登記事項証明書が登記申請書の写し(増改築の場合は増改築部分の建築確認通知書の写し)
- ⑦印鑑
- ※2回目以降の申請の場合は②④⑥省略可

表1 市役所に開設する所得税の申告窓口

実施日	受付時間	場所	対象
2月3日(水) 5日(金) 8日(月)	9:00~11:30 13:00~15:00	市役所7階 市民展示ホール	(所得) 給与・年金・一時のみ (控除) 医療費、社会保険料、生命保険料など
2月16日(火)~3月15日(火) ※土・日曜日は除く	8:30~11:00 13:00~15:30		

※混雑状況により受け付け締め切り時間が早まる場合があります
※相談後の確定申告は電子送信を行います
※2月3・5・8日の提出のみは受付時間9:00~11:30、場所はJ1-1会議室になります

表2 確定申告などに関する問い合わせ先

内容	申告期間	問い合わせ先
確定申告 譲渡所得	2月16日(火)~ 3月15日(火)	大和税務署 ☎046・262・9411 (自動音声による 番号選択)
贈与税	2月1日(月)~ 3月15日(火)	
消費税 (個人事業者)	3月31日(木) まで	

図 税務課 ☎70・5611。